

日付	概要	同席等議員
令和2年9月28日	<p>議長立候補制を求める申し入れ</p> <p>・午前中田中氏から事務局へ電話。午後から新人議員を連れ、議長立候補制を取り入れる申し入れをするとのことで、了承する。が、申し入れといったような話し合いではなく、いきなりできるはずだから導入しろと声を荒らげて一方的に要求を始める。できない理由を資料により説明するが、「それは関係ない」と受け入れを拒否。理由は示されなかった。</p>	坂田氏・斎藤氏(田中氏を含め、いずれも任期前)
令和2年9月29日	<p>議長立候補制を求める申し入れ2</p> <p>・2期以上の複数の議員から、新人議員が議長立候補制について要望に来たがどうということかという連絡が事務局に入る。夕刻に田中氏来局。議長立候補制についてできないというのなら根拠法を示せと強く要求があり、法律の根拠ではなく、そういった新しい制度を取り入れることを決定する議長が不在の状態だからできないと説明する。田中議員は、できないというな、やる方法を探せと興奮した様子で大きな声を出す。説明するが聞き入れない。途中から話が変わり、議員の自己紹介のための休憩ならできるはずとすることなので、休憩なら動議を出してほしいと話す。</p>	山口議員・二見議員
令和2年10月5日	<p>初当選議員研修会</p> <p>・初議会に向けた初当選議員の研修会。事務局員の説明中、急に前後に何の脈絡もなく田中議員が「今夜12時まで議論するか」などと挑発的な発言があるが、意味や目的が不明のため事務局員は拒否する。そのほか、事務局職員を名指して「あなたにはがっかりしている」といった発言をする。また、前回の初議会の議事次第を参考資料として配布したところ、今回使用する議事次第を出せと要求し、説明するのに資料が出せないのはおかしいと主張する。事務局の説明は受け入れられない。他の初当選議員からは、研修にならないと苦情が出る。 なお、議会に日本語がわかる議員がいるとは思えん、などという発言もあった。</p>	新人議員は出席。別室で傍聴していた議員も存在。

<p>令和2年10月7日</p>	<p>初議会前日</p> <p>・午前中、臨時議長の予定の斎藤議員に当日の流れを説明する。斎藤議員はこれから田中議員に会うとのことなので、当日田中議員が動議を出すのに適当な場面を文書に示し、田中議員に渡すよう依頼する。</p> <p>田中議員15時頃来局。斎藤議員が渡した文書を持ち、明日の初議会には動議ではなく議案を出すとのこと。初議会は臨時議会であり、地方自治法第102条の規定により、臨時議会では町長が告示した議案以外を付議することは違法状態になると説明するが、納得しない。文書にしたほうが斎藤議員もやりやすいとか、小六法に記載される「行政実例6）」を見つけ、それを根拠に、こう書いてあるからできると主張する。それは「会議自体の進行に必要なもの」の話であり、議長立候補制とは関係のないことと説明するが、議長選挙に必要なからできると主張し、事務局の言うことに納得しない。2時間ほど押し問答が続く、法に抵触する恐れがあることを不当に強要していると判断し、事務局から退室を願ったところ、自分も忙しいのだと主張してそこからさらに1時間ほど押し問答が続く。</p> <p>そこへ偶然通りかかった山口議員に対し、田中議員が「これを出します。」と言って議案と称する文書を示す。事務局は山口議員が在室していることから、「事務局は、自治法に抵触する恐れがあるとして反対したが、それにもかかわらず提出した」ことを田中議員本人に確認し、責任の所在を明らかにしたうえで了承した。</p>	<p>山口議員</p>
<p>令和2年10月13日</p>	<p>初当選議員研修2回目</p> <p>・議会運営要綱の説明をしたところ、田中議員が一般質問は議員の権限なので、規定のような所属委員会により提出できる一般質問が制限されるようなことにはならないし、事務局にはそんな権限はないと発言する。事務局は、議会が了承して決めた要綱なので各議員にも遵守してほしいし、要綱がある以上これを守るよう議員に注意する義務は事務局にあると反論するが、事務局に法的な権限はないと認めるとのことだったので、法的な権限はないと認める。すると、田中議員は「地方自治法も会議規則も、罰則がないものは守らなくていい。」「正義のためなら法律なんか少々破ってもええ」などと主張をし始める。他の議員がこれは研修会なのだからと意見するが聞き入れない。</p> <p>また、初議会での事務局長あいさつについて、議員に気軽に立ち寄ってもらえるような事務局にしたいということだが、それに間違いはないかの質問があったので、議会前や委員会前は忙しいので、(自分の意見を通すために)2時間も3時間も事務局へ居続けることはやめて欲しいという、それでは自分(田中議員)が事務局員の依頼で斎藤議員のところへ行き、翌日議員提出議案が出ることを説明しているとき、お前は何をしていたか、ふらふらしている山口議員と共謀して動議を阻止する算段をし、陰に隠れてこそそこそか山議員に別の動議を出すよう説明したではないかと言う。事務局としては別にやましいことをしたわけではなく、議員が出そうという動議について、議事進行上影響がある臨時議長に予め説明するのはあることで、山口議員にこれを出しますと見せたのは当の田中議員で、当然あれは何かと山口議員は事務局に聞き、自治法に抵触する可能性がある議員提出議案だと事務局は説明する。普通の議員ならそれを止めようと相談するだろうし、相談があれば事務局は当然答える、と説明した。</p>	<p>新人議員は出席。別室で傍聴していた議員も存在。</p>

<p>令和2年10月16日</p>	<p>傍聴について</p> <p>・この日の臨時会終了後、昼休みに田中議員が来局。来週から各常任委員会を傍聴したいが議員特例があるかとの質問。議員の特例はなく、一般と同じと回答する。と、当町では委員会の傍聴を別室で聞かせるが、あれは傍聴ではないと言い出す。委員会室に余裕がないため別室で聞いてもらっていると説明するが、同室の傍らで聞くのが傍聴だという。委員会の傍聴は委員長の許可が必要で、委員会室に入れるかどうかは委員長の判断だが、過去には二見議員が決算の際に同室で傍聴したことはあると説明する。と、突然怒りだし、議員特例のことを聞いているのに一般と同じとかわけのわからんことを言うなど怒鳴る。事務局員は何を怒っているのか分からなかったが、最初から同室していた二見議員が事態を見かねて、二つの話を混同しているのは田中議員のほうで、事務局は最初から議員の特例はない、一般傍聴と同じで委員長の許可が必要と一貫して説明していると発言される。田中議員は納得しない様子で、議員特例があるはずだ、傍聴しに来る、と言い捨てて退局した。</p> <p>なお、府中町議会会議規則に、委員会傍聴の議員特例の規定はない。</p>	<p>二見議員</p>
<p>令和2年11月4日</p>	<p>会議録作成用の録音について</p> <p>・夕刻田中議員が来局。初議会の時の会議録作成用録音を聞きたいとの申し出があったので、議長と相談させてほしい旨回答すると、血相が変わり、すぐ議長に電話しろと怒鳴る。議員が聞きたいと申し出ているのだから、それを止める権限はないはずということなので、申し合わせで録音は例外的に議会報特別委員会の委員が記事作成の必要があるときに聞けるだけで、それ以外は聞けるようにはなっていないと説明したうえで議長に電話をかけ、田中議員が録音を聞かせるよう要求していると伝えた。その際、議長が単独で要綱改正することは難しいので、議会運営委員会へ諮問すればどうかと提案した。田中議員は電話で議長に対し、録音を聞かせると事務局員に言えばそれで済むと主張していた。その後、興奮した様子の田中議員が、事務局で議員の知る権限を制止している、とか申し合わせが間違っているなどと騒いだ。</p>	<p>益田議長</p>
<p>令和2年11月10日</p>	<p>田中議員の謝罪</p> <p>・09:45頃から議長室で正副議長が田中議員と会談する。10:45頃副議長に呼ばれ、議長室に入室すると、田中議員から事務局内の振る舞いについて謝罪を受ける。そこで、事務局としては法令等を勧告して議員の意向どおりにならないこともあり、「できません」と回答することがあることを了解しておいてほしいと依頼するが、それは了承できないとのことだった。</p>	<p>益田議長・児玉副議長</p>

<p>令和2年11月24日</p>	<p>委員会事務調査申し出の提出1</p> <p>・田中議員が議会運営委員会委員長に対して、閉会中の事務調査ということで、「情報公開条例の改正について」と「議会運営等の申し合わせ・慣行の見直し(議会改革)」の2件が提出され、議会運営委員会委員長と相談。このうち、前者は情報公開条例を調査・研究して必要があれば改正案を議員提案する、というもので、これが議会運営委員会の調査対象とは思われず、また、後者はその他を含め、10項目を調査研究し、申し合わせの改定、廃止、慣行の見直しを図るというもので、多様な内容をまとめたものとなっていた。このため、前者は田中議員が一般質問を行うことが適当と思われる、また、後者は審議が困難なため、事務調査事項を1件ごとに分割して提出してほしいと田中議員に委員長から伝えることとなった。</p> <p>なお、田中議員は、調査申出書を提出するに際し、「これで事務局は休む暇はないでえ」と発言した。</p>	<p>梶川議員</p>
<p>令和2年12月2日</p>	<p>委員会事務調査申し出の提出2</p> <p>・この日の建設委員会終了後、議会運営委員会委員長が、田中委員に対し、提出のあった閉会時の調査申し出について、1件ずつに書き直して提出するよう依頼したところ、田中議員は、委員長が議事整理権で対応すればよいと主張して押し問答になる。委員長が、1議事1議題の原則から審議するのにあれでは困るから訂正してほしい、審議をしないというわけではないと言うのに対し、田中委員はそれは難しいから(理由は不明)、委員長が議事整理で何とかすべきだと主張する。40分ほど押し問答のところに二見副委員長が通りかかり、委員長の依頼を田中委員が受け入れないことを確認したうえで、そうならば委員長が調査申し出を受理しないことが考えられると話した。これに対し、田中委員はそうならば抗議するとのことだった。</p> <p>田中議員は昼休み時間中頃に退局。</p>	<p>梶川議員・二見議員</p>
<p>令和2年12月2日</p>	<p>一般質問申出書書式について</p> <p>・上記記事と同日の13:15くらいから1時間程度。田中議員が来局。一般質問の様式はオフィスのワードに対応していないので、様式によらず独自に提出すること。</p> <p>事務局は、手書き様式のままなので面倒をかけるが、議員平等の原則もあるところ、問題提起されるのはよしとして今回は様式どおりにしてほしい、については事務局が清書してもよいと申し出るが、拒否される。事務局が受け付ければよいとのこと。様式が違うものを受け付けるわけにはいかないから、議長と話してくれと言う。と、同じ話を繰り返して要求するので、事務局として話すことはもうないので、後は議長と話してほしいと言ったところ、結局同じことを繰り返されるので、これ以上事務局が話すことはないと言ったところ、田中議員は事務局内で反故紙に要求内容を自書し、文書で提出した。</p>	<p>山口議員</p>

<p>令和2年12月9日</p>	<p>議会運営委員会における委員長の宣言</p> <p>・この日、議会運営委員会の冒頭で、委員長が議会運営ルールの尊重と遵守について、及び事務局職員に対する長時間威圧的な言動を繰り返す行為について、議会運営委員会も議会も許す気がないことを確認した。田中議員はこれに対し、これは私のことですね、後で文書でくださいと述べ、委員長が確認した内容の文書を持ち帰った。</p> <p>この委員会では、田中議員が提出した「正副議長選の所信表明会の開催」についての審議が行われたが、申出書は「ポストの取り引き」、「多数派工作」「不透明な談合」「ブラックボックス」といった言葉が並ぶが調査申し出内容が不明瞭であり、田中議員に再提出を求めるといった結果になった。</p> <p>議会運営委員会終了後、田中議員が来局。議運の招集の時には自分の調査申出書の内容については触れていないが、今日の議運で議題に上がったのは追加されたからかと聞くため、事務局が最初から議事次第に載っているのに追加日程ではないと答えたところ怒りだし、追加されないのになぜ議事次第に載っているのか言う。最初から載っているからだというと、わけのわからないことを言うさらには怒る。最初の招集には載っていないのに議事次第に載っているのはなぜかと聞くので、それは委員長が議題として取り上げたからだというと、最初からそう言え、追加なんて普通の日本語だとのこと。</p> <p>なお、事務局の説明は、議会運営委員会の招集時に陳情や議員提出議案がすべてそろっているわけではない(申し合わせにより委員会前日が締め切り)ので、通常、招集文には議事次第の詳細な内容は記載せず、当日配布する議事次第に掲載している。また、議事の途中で発議や動議で追加されるのが追加日程(議題)なので、田中議員の調査申し出の審議は、追加日程ではない、という意味。</p>	<p>前段は全議会運営委員会委員</p>
------------------	---	----------------------

<p>令和2年12月10日</p>	<p>手渡さなかった件について</p> <p>・午前中田中議員が来室。昨日の議運で再提出となった調査申出書の提出とは別に、自分が提出した議運の調査申出書をコピーしてほしいとの申し出。事務局員が応じると、自分が提出した調査申出書を委員長に手渡さなかった理由を言えとのこと。意味不明のため局員が聞き返したところ、委員長は申出書の中身も知らなかった、なぜ手渡さなかったか理由を言えとのこと。議運の前日には正副委員長説明をしているから、委員長にも目を通してもらった、調査申出書は通常事務局で保存していると説明したところ、委員長に自分のコピーを渡したら、お礼を言われた、委員長は持っていない、とのこと。それで自分のコピーがなくなり、冒頭のコピーをとれとの話だったらしい。また、なぜ自分の質問に素直に回答せず逆に質問して話をはぐらかすのか、質問しているのはこっちだとのことなので、局員が、質問に正確に答えようとする質問の内容を確認する必要もあると言うが聞き入れず、それならコピーをくれといわれなかったから渡さなかった言えればいい、そんな簡単なことが何でできないのかと言いつつ。申出書を手渡さなかった理由を言えといきなり質問されたら、何の話かと聞き返すのは当然でしょうと言っても聞き入れない。</p> <p>同席の全議員が田中議員を制止し、これ以上はパワハラになるといっても止めない。別の事務局員が、あなたのことは怖いんです、と発言したところ、田中議員は、私は人格を否定されたと言いつつ。また、事務局とこじれたのは、初議会の前の日に事務局へ来て文書で議案を提出し、これを受け付けたから臨時議長の斎藤議員のところへ議事に変更になったことを説明しに行けと言われて自分の仕事ではないが従ったのに、事務局員は力山議員にその議案を止める動議の説明を裏でこそこそしていた。人から聞いた、と言っていた。議員が法律や議会の決まり事を遵守しないときは、コンプライアンス上、議会事務局は止めようとするし、止まらなければ関わらない。法の規定に触れようとするのだから議員が自分の責任でやるのが当然で、斎藤議員に説明するべきは事務局ではなく田中議員であると説明するが、聞いていない様子。1時間ほど在室。</p>	<p>山口議員・二見議員・梶川議員・児玉副議長</p>
<p>令和2年12月10日</p>	<p>不明</p> <p>・上記記事同日午後、田中議員が再度来局。事務局内で地方議会事務提要を読み、次いで貸してくれとの申し出がある。事務局は静まり返るなか、田中議員は局員席の隣で窓に向かって椅子の背に前かがみでもたれる形にまたいで座り、事務提要を読んでいる異様な雰囲気。1時間程度在局したがその間この状態を保ち、その後議員控室へ移動した。</p>	<p>益田議長・児玉副議長</p>

<p>令和3年1月7日</p>	<p>委員会開催内容情報の事前収集</p> <p>・この日の全員協議会終了後、田中議員が来局。本日議席に配布した1月21日開催の議会運営委員会の開催通知に記載された付議事件について、これはどういう内容かとのことなので概略を説明し、これ以上は後日資料送付するといっても教えると言ってきかない。</p> <p>たまたま同席していた梶川委員長に対し、「委員長名で通知していて内容を把握していないのは無責任だ」と詰め寄る。「これは通知であり、内容についてはまだ吟味しているわけではない。」と事務局員が説明するが、「あんたは関係ない、話に入るな」というので、梶川委員長に「これはまだ通知だから個別の委員に詳細には説明できないことだ」と説明すると、「話に入ってくるから二人で話ができない、議員控室に行こう」と委員長を連れていく。委員長は、これは議長諮問事項と説明したらしく、15分程度経過して田中議員が再度来局し、今度は議長に面会を求めた。議長はその時来客中であり、来客が帰られた後、田中議員を議長室に案内する。議長と田中議員は15分程度話をする。内容は、田中議員が議会運営委員会の付議事件を聞くのに対し、議長は、議員公平の原則から他の議員が知らない内容を委員会開催前に言うわけにいかない、後日資料送付するので、それにより了知してほしい、と話をしたとのこと。</p>	<p>梶川議員・益田議長</p>
<p>令和3年1月21日</p>	<p>失礼な発言</p> <p>・この日の議会運営委員会は、期末手当減額案が田中議員の異議で取り下げ、インターネット放送が継続審議(令和4年度開始を目途)、議長の所信表明会否決、倫理条例全会一致可決。休憩中に田中議員が委員長に対し、「委員長は副委員長と事務局の操り人形だ」と発言し、木田議員が「失礼だ」と指摘する。</p>	<p>議会運営委員会委員</p>
<p>令和3年2月19日</p>	<p>全員協議会(議員倫理条例の禁止事項にハラスメントを加える申し合わせの審議における反対)</p> <p>・全員協議会。当日は議題が多く、本件の審議が一番最後で、その前に理事者の退場のため休憩を取り、議員だけで改めて審議に入った。議運委員長が説明して質疑に入ったところ、議員から即採決の議事進行に関する動議が提出され、賛成があり成立した。これを受け議長が動議を採決したところ可決された。動議に従い採決を行ったところ、申し合わせは可決された。田中議員は不規則発言を行って抗議したが、動議ではなかったので取り上げられなかった。閉会後も議長や副議長に詰め寄り、事務局長にも「抗議する」と言い、翌日、議長へ文書で抗議した。その後、3月1日、正副議長と議長室で面談し抗議したが平行線となり、同日別途自説を書いた文書を議長に提出した。3月1日の議長室では、議長が動議を受けたのがいけない、自分が議長なら今後を考えて動議は受けないと主張しているとのことだった。</p>	<p>全議員(3月1日については、益田議長と児玉副議長)</p>

<p>令和3年3月25日</p>	<p>委員会事務調査申し出の提出5</p> <p>・15:30頃に田中議員が来局。議会運営委員会に対する委員会事務調査事項申出書を2通提出。人事案件の議会提出について、質疑、討論、採決の在り方について。このうち、人事案件に関するものの中で、「事前に当該者の容貌写真提供を求める申し合わせ」と併せて検討したいと書いてあるので、どういう意味か事務局員が確認したところ、日本語で書いてるものがなんで分からんのかと怒り出す。その後、たまたま来局した児玉副議長に、会議規則第48条と第50条を知っているかと聞いていた。意味は不明。17時過ぎまで事務局で会議録を見ていた。椅子をすすめたが座らないとのこと。</p>	<p>児玉副議長</p>
<p>令和3年4月2日</p>	<p>議長室</p> <p>・議会運営委員会終了後、田中議員が議長室へ来る。2月19日の強行採決についてとのこと。文書で回答をしろなど要求がある。議長は、反省がないと言われるのは心外で、意見が対立しており、議運へ調査申し出をしているならそこで議論しようというが、田中議員は、議員との対話を拒否するののかとの発言。事務局が「強行採決」の意味を聞いたところ、ウィキとすることで、プリントアウトしたものを見せてもらうとウィキペディアの「強行採決」の定義には、「国会などで与野党による採決の合意が得られず、…」と書いてあり、質疑や討論に事前提出制をとっていない当町議会ではあらかじめ採決の合意を得ることはなく(あらかじめ議員が賛否を表明するような機会はない)、強行採決の概念が在りうるか聞くが、返答はなかった。また、全協の際の動議を問題視している様子のため、他の議員の動議を提出する自由を制限するつもりか聞くと、そうではないとのこと。30分ほど在室して帰った。</p>	<p>益田議長</p>
<p>令和3年4月26日</p>	<p>議長室2</p> <p>・総務文教委員会終了後、田中議員が議長室へ入り、上記2月19日の全協を記した「府中町議会の強行採決問題」と題した文書を提出した。そのうえで議長に全協の議決について、抗議文に文書で回答はしないのか、反省はしないのか、議員との対談を拒否するのか、再びこのような強行採決をするのかと何度も問いただしていた。議長は、文書での回答はしないこと、田中議員の気持ちはわかるが運営上こうならざるを得なかったことを説明するが、同じ質問を何度も繰り返していた。30分程度在室。</p>	<p>益田議長</p>

<p>令和3年6月21日</p>	<p>監査請求と同じ内容の一般質問</p> <p>・一般質問の提出のため田中議員来局。3部のうち1つが住民監査請求の審査中の内容そのもののため、事務局員が「監査中なので十分な答弁が得られないかもしれない」というと急に声が大きくなり、「事務局員失格じゃあ」と、怒り出す。議長室に入り、議長に意見を聞く。議長が現在監査委員が監査中なので、理事者側が十分答弁できないかもしれないという、これにも怒り出す。議会は理事者と対立、追及するもので、応援するべきであり、議長の態度はおかしいとの主張。なお、受け付けないとは誰も言っていない。</p> <p>また、前回の議運で田中議員の調査申し出に対し事務局が用意したのは反論であり、これが気に入らないとのこと。事務局としてはその時どういうことだったかを説明するのが主であり、調査申し出をしたのは田中委員なので、自説を証明するのは田中委員しかないと説明する。と、梶川委員長に委員会前に会って採決をするなど言ったのに…との発言があったので、自分の調査申し出について事前に委員長に会って議事進行について要求するのは止めたほうがいいのか、と言うと、議員同士の話に何で事務局員が容喙するかとまた怒る。1030～1130くらい在室。</p>	<p>益田議長</p>
<p>令和3年7月29日</p>	<p>委員会のインターネット中継に関する意見</p> <p>・厚生委員会終了後に、二見議員、山口議員、田中議員が来局。田中議員の話は、8月5日の全協の場で委員会室のネット中継のことを議論したいとのこと。委員会の公開は自治法上の規定もないので、議運で委員会公開の議論をし、結論が出てからの話で、議運で議論もしていないのに全協には出せないと説明する。すると、補正予算で本会議場の工事をするときについて業者に委員会室の工事もさせれば良いと提案することなので、議決した予算をほかの工事に「ついでに」支出することはできない、と説明する。</p> <p>するとまた2月19日の全協の決定が違法だと言い出す。赤信号をみんなで渡ってこれでいいと言っているのと同じといういつもの田中議員の主張に対し、議運で協議した結果、あれは問題はなかったという結論になったはず、と山口議員が反論した。</p>	<p>山口議員、二見議員</p>
<p>令和3年7月29日</p>	<p>個人情報の目的外使用</p> <p>・この日の午後、田中議員が再度来局。8月5日の全協の後、災害対策特別委員会所掌の事務について議員の勉強会を開くとのことで、第1委員会室を予約する。次いでこの勉強会について全議員に通知しろというので断ったところ、各議員のメールアドレスを教えるとのこと。これは個人情報の目的外利用となる恐れがあるのでできないと回答したところ、邪魔をするなど怒り出す。</p>	

<p>令和3年7月30日</p>	<p>災害対策特別委員会の開催時期について</p> <p>・昼過ぎに田中議員が来局。災害対策特別委員会を開かないこととした理由を教えるとのことで、委員長に聞いてほしいと回答。すると委員長に何を言ったか教えるとのことで、教えるにしても議論はしないと説明したら大声を出す。開催については委員長の権限なので、説明したら了解する話が聞くとやはり大声を出して「ICレコーダーで録音しろ」などと言い出す。この後、委員長にした話を聞きたいだけと話が変わったので、委員会では現地踏査を行いたいが、今回の大雨で林道が崩れていること。委員会を招集してから開催までの時間がなく、6日は原爆の日で山の日を挟んでお盆になり、それを過ぎると9月定例会に向け理事者も忙しくなること、台風シーズンを迎えるので、日程的に10月末がよろしかろう、と話をしたという、反論があると申し出したので、初めに言った通り議論はしないと拒否したら興奮して何か言っていた。事務局からは、この件を議論したとして、事務局が悪いという主張をされた場合、それは委員長判断の批判となるので情報提供はするが議論はしないと説明するが、田中議員は理解しない様子。</p>	<p>児玉副議長</p>
<p>令和3年9月27日</p>	<p>要望メールの転送拒否</p> <p>・午前中に田中議員が来局。先日事務局へ全議員へお知らせくださいと届いた太陽光発電の紹介メールについて、これを議員へ転送するときに事務局で判断したのかとのことだったので、全議員へ紹介してくれとのことと全議員へ転送したと回答した。すると、こんなメールは要らない、事務局で判断しろとのことだったので、事務局は要望事項は全部転送するか全部転送しないかしかできず、現行ではまちの声としての要望は全部転送しているので、要不要は各議員がしてほしいと伝えた。すると、先日の自分の勉強会の時は事務局は全議員への周知を拒否したのではないかと言いだしたので、議員の政治活動はご自分で行うべきで、外部からの要望とは違うと伝えたところ、「事務局がそういう態度ならこっちも考えがある」と言って退局。</p>	
<p>令和3年10月4日</p>	<p>要望メールの転送拒否2</p> <p>11:00頃田中議員が来局。メールの取り扱いについて。先日各議員へ配布依頼として事務局に届いたメールを転送した件についての苦情。名前しかわからん実在するかしないかもわからん電子メールは転送し、自分が依頼した有益な議員勉強会の議員あてメール通知を事務局が拒否したのはけしからん、電子メールでの要望の場合、住所と氏名と電話番号くらいは必要で、事務局が調査するべきとの申し出。9月27日の内容とほぼ同一。災害対策特別委員会の代わりに自分が開催した議員に有益な勉強会の通知を、転送の手間は変わらないのにしなかったのはけしからんとのこと。手間は同じかもしれないが、内容が違うと反論するが、理解を得られない。その上で、暴力団から議員あてにメールが来たらどうするかと聞くので、不法なものでない限り同様に扱おうと答えたところ、「便宜を図れ」と怒鳴って、12:10頃退局。</p>	

<p>令和3年10月7日</p>	<p>議長と面会要求</p> <p>・午後田中議員が議長に面会を求めて来局。この日は16時10分から広島市議会議長が来られる予定で、正副議長が在室であり、来客までならということで対応する。15時30分には市議会議長が町長室に来られたということで、15時45分頃市議会議長来室したので田中議員は退室した。16時頃市議会議長退室したところで、事務局員は正副議長から田中議員の提出した文書を示される。暴力団ならオッケーと記載があり、対応について正副議長から相談がある。</p>	<p>益田議長・西山副議長</p>
<p>令和3年10月15日</p>	<p>委員会等の日程開示について</p> <p>・宮本災害対策特別委員長と打ち合わせした後、11:20頃田中議員が来局。災害対策特別委員会の日程を教えろとのこと。まだ決まっていないと伝えると、検討している日にちを教えろとのことで、できないと答えると怒り出す。山口議員と二見議員が同席。議員の勉強会をするのに日程が必要との主張なので、議員への情報提供は議員公平の原則で行い、特定の議員にだけ早く教えることはしないと回答する。同席議員もそりゃ委員長が納得せんと言ってくれるが、了承しない。事務局が親切ではない、自分とコミュニケーションがおかしくなっていると言い出す。で、議長と話をするといい座り込み、議長室から議長が出てきたところで議長に同じ意見を繰り返す。議長もそれは議員公平の原則から誰にも言わんでしょと言われるが、不親切とかコミュニケーションとか発言する。とにかく事務局は間違っていないと結論し、12:00、帰ろうとする議長を追うように退局。</p> <p>14:00頃田中議員が再度来局。今度は12月定例会の日程を教えろとのことで、10日か17日招集と思われると回答する。この時は川上議員が同席していたが、今回は怒って大声を出すこともなく帰った。</p>	<p>益田議長・山口議員・二見議員 川上議員</p>
<p>令和3年11月19日</p>	<p>不明(嫌がらせ?)</p> <p>・議会運営委員会終了後、午後になって西山副議長、狩野議員、山口議員、田中議員が来局。田中議員が午前中の議運の議題について話をし、委員会の申し合わせで資料無料になった経緯について事務局員Aに尋ねる。事務局員Aは、委員会資料は残っていないので答えられないといって席を外した。田中議員は、「事務局員Aはすぐ逃げる」などと発言。帰席した事務局員Aに、田中議員は同じ内容の質問をしたが事務局員Aは返事をしなかった。その中で、委員長会議資料はなぜ無いのか聞くので、何度も言っているが分からない、と答える。と本当じゃないのかと言うため、事務局員Bが、なら書庫を探したらどうですかと言うが、それはしない様子。その後も何度も委員長会議資料がないことについて発言するので、狩野議員が、今の申し合わせが決まった時の状況をなぜそうまで知りたいのか、と田中議員に聞いたところ、何か分かるかもしれないなどと言い、その後同じ質問はしなかった。すると後突然、「事務局員Aは私に、もう帰れと言ったことがありますよね」と言い出した。事務局員Bが、「それはその前段があることでしょうが」とかなり強く言ったところ、黙った。</p>	<p>西山副議長・狩野議員・山口議員</p>

<p>令和3年12月8日</p>	<p>来年度予算説明</p> <p>・来年度予算については、予算特別委員会で審議する前、12月定例会の前に、全協が常任委員会の中で説明する。建設委員会においても、事務局員A及びBが来年度予算を説明したところ、田中議員が、昨日の厚生委員会の予算説明で議運等の旅費の要望が出ていたのでそのとおり増額しろと発言した。委員会行政視察の隔年度予算は、申し合わせで決まっているので議運で審議してほしいと事務局員が説明すると、田中議員は、予算を議運で審議するのはあり得ないと言う。事務局員は、議運で視察に行くかどうかを審議するので、それは結果的に予算に反映すると説明すると、答弁が変わった、信用できないと言い出す。そのため、事務局員がそれでは言い直す、これから言うことで了承してほしいと前置きし、議運では視察へ行くかどうか審議して、結果を予算に反映させることになると言い直す、あんたさっき議運で予算を審査するといったじゃないかと言い出した。事務局員は、説明のために言い直す確認したし、ここでは予算の話をしており、予算のことを説明するためにそう説明したのだと言うが、聞き入れない。西委員長や児玉委員が事務局の発言を聞くよう申し添えても、最初の説明と違うと繰り返し、聞き入れない。事務局員は、これ以上説明することはないので委員長の許可を得て退席した。</p> <p>なお、田中議員は、厚生委員会では出張旅費の繰り越しに全員賛成したと言い出すので、事務局員は寺尾委員と山口委員長の二人の意見だと反論したところ、反対していないので皆賛成したことになる主張した。なお、厚生委員会委員長はこの件に関し、委員会の意見を決定したわけではない。</p>	<p>建設委員全員</p>
<p>令和3年12月15日</p>	<p>議会運営委員長への発言</p> <p>・議会運営委員会終了間際、田中議員が発言を求めたが、閉会宣言の途中であり議事は終了しているので梶川委員長は指名しなかった。閉会宣言後、田中議員は大声で梶川委員長を呼び、「委員長！委員長！どんだけ大声を出しや聞こえるんか！」と繰り返し、委員会運営がおかしいと言う。で、事務局員が「委員長は発言を許可していない。委員長が発言する場面でないと判断した場合は、発言できない。」と制したところ、あんたに話はないと委員長に詰め寄り、「わりや梶川ええ加減にせい！と思いますよ」とか、「事務所近いんじゃけ家に行くよ」などと言い出す。</p>	<p>梶川議員</p>

<p>令和4年1月5日</p>	<p>「同会の規定」の解釈について</p> <p>・田中議員が16:50頃来局。1月27日開催予定の議員研修会の通知中の、「同会の規定により」との記載を、これは規定ではないと言い出す。事務局側は「規定」で別に間違いないことを国語辞典や議長会からの通知をもとに説明するが、これは規定ではないとのこと。その中で「あなたの頭脳構造を疑う」と言い出したので、事務局員が「それは侮辱しているんですか」と聞いたら、いきなり「侮辱するんか言うて侮辱するんか」と意味の分からないことを大声でいう。帰り際に、議員を平等に扱うようお願いしますというので、「そうですか」と返事をしたら、また大声を出す。田中議員によると、事務局員に受け入れられない、馬鹿にされている感じがするとのこと。事務局員がこれに対し、一般社会では議論の最中に大声を出してはいけないでしょうと言うと、馬鹿にされたようでこっちも大声を出してしまうなどと、田中議員が大声を出すのは事務局側に責任があるかのような発言。</p> <p>また、すぐ自分を事務局から追い出そうとすると言うので、同じ話を2時間もされたら業務上支障があるからそうせざるを得ないが、そう言ったのは1度だけと事務局員が言うと、田中議員が、違う、議長室からも追い出そうとすると言うので、議長室で大声を出したらそうします、と答える。ほかにも議長やほかの議員の悪口を言い続ける。就業時間を超えたのでそう伝えるが、結局17:30近くまで事務局で文句を言っている。</p>	<p>同席議員はいないが、議長会事務局長に確認したところ、同会で事務局に間違いはなく、その後連絡してきた田中議員に同様に伝えたとのこと。</p>
<p>令和4年4月1日</p>	<p>西山副議長に対する発言</p> <p>・去る3月4日の3月定例会初日に議長が田中議員の議事進行を認めなかったのが、これについて田中議員が議長と副議長に議長室で話をしたことがあり、その時、また話をしますということだった件が終わった後の続き。本日議長は所用により登庁しておらず、副議長が対応。14:50頃田中議員来局し、副議長と議長室で話をする。が、田中議員が大声を出し始める。事務局には川上議員が所用で来局中だったが、30分以上田中議員の大声が続いたので、川上議員は議長室に入る。事務局員同行。話は3月4日の諸報告の議事進行についてで、議事進行を認めなかったのは問題だとする田中議員と、発言の許可は議長権限、という対立。平行線の議論は、田中議員が一方向的に自己の意見を述べて、それに対して誰かが意見を言おうとすれば自分が発言中であるとして言わせない。客観的には田中議員自身だけ自由に発言して相手の発言を封じながら、自由闊達な意見を述べる議会に改革したい、と主張する、という形。なお、記者として30年議会を見たが、よそで議事進行を認めない例はほとんどないと発言があったので、議長が発言を認めなかった場合、議事録にも残らないはずだがどうやって検証したのか聞くと、「議長の発言を議事録に残さないつもりか」と誰も言ってもないことで絡んでくる。田中議員の主張では、今回は「議長にいちやもんをつけに来た」とのことで、その発言はまずだろうと3人で言ったが、いちやもんつけるのが何で悪いという反応。その後「副議長にいちやもんつけている」と改めて発言する。「議長権限の悪用」という発言があるので、認められている権限を使用して何が悪いのか聞くと、発言させないことが悪いので、議会は自由闊達に意見を…と繰り返しとなる。16:35頃退室。</p>	<p>川上議員・西山副議長</p>

<p>令和4年8月29日</p>	<p>政務活動費条例の改正について</p> <p>・10:30総務文教委員会直後に田中議員が怒って事務局に入ってきて、政務活動費条例を町長提出とするのはおかしいと大きな声で言う。何のことか分からなかったが、田中議員が言うには、議運は全会一致原則のはずで、自分は反対したのに議案になるのはおかしいとのこと。事務局員は、全会一致という原則はない、委員長発議、または過去の事例を確認したうえで委員長と協議して事務局が委員会に補足説明し、確認したうえで全会一致にすることはあるが、それが原則ということではないと説明するが、田中議員は納得しない。今回は全会一致によって決めることとは誰も思っていないし、委員会においても原則である過半数議決による議運の決定であり、各常任委員会で説明すること、町長部局から議案を提出してもらうことは議運で委員会資料にも掲載して説明済み、と委員会資料も見せるが、聞いていないの一点張り。木田議員が来局して田中議員をなだめようとするが、まったく効果がなく、そのうち木田議員に別のことを言い出して、木田議員とすれば、それが今何の関係があるのか、という話になる。以降同じことの繰り返しが続く。</p> <p>事務局では、田中議員は、議運は全会一致が原則と誤解しており、自分が反対して否決したはずの議案を本会議に議案提出することになっている、さらには否決したはずの内容を、事務局が依頼して町長提出議案にした、事務局は怪しからん、という誤解をしているかと思われたが、こちらの言うことを聞かないので進展しない。</p> <p>なお、狩野議員が在局中に、田中議員は事務局員に対し、「あんたは異常じゃ」と何度も発言している。</p>	<p>狩野議員・木田議員</p>
<p>令和5年9月8日</p>	<p>全会一致原則の主張</p> <p>・14:45田中議員来局。議員の身分や報酬に関する議案については、全会一致が普通だろうと聞くので、全会一致のようなことを何も説明せずに自動的に決めることはないのかと尋ねるが、田中議員は返答せず同じ質問を繰り返す。事務局員が、今回の議運で出した長期欠席議員の報酬に関する条例のことであれば、議員報酬を直接規定しているわけではない(長期欠席の場合の限定)ので、全会一致前提ではない、と答える。が、田中議員は、全会一致ならまだ協議をする必要があり、その上で全協で審議する必要があるがいつ全協をするのかと聞いてくる。こちら話を聞いているのかよく分からない。事務局員は、全会一致とするかどうかまだ決まっていないので、今後全協で協議するかも不明だが、そもそも全協で委員外議員の意見は既に聞いていると答えるが、田中議員に通じず、堂々巡りとなる。途中で二見副議長が来局して、一緒に聞いている。そのうち、また事務局員は議員に事務局を出て行けと言ったが根拠はあるのか聞くので、出て行けとは言っていない、根拠は用意するので後日取りに来てほしいという、退局した。2時間以上在局。</p> <p>なお、田中議員へ9月15日に「府中町不当行為等対策要綱」の写しを手交したところ、「これなら知っとる」「これは警察官じゃないと排除できない」などの発言があった。</p>	<p>二見副議長</p>